

持続化給付金



に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した**ひと月**について、事業者の方に選択いただけます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で**申請受付**を開始します。

電子申請の場合、申請後、**2週間程度で給付**することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

法人の方

- ①**法人番号**、②**2019年の確定申告書類の控え**、③**減収月の事業収入額を示した帳簿等**

個人事業主の方

- ①**本人確認書類**、②**2019年の確定申告書類の控え**、③**減収月の事業収入額を示した帳簿等**

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性あります。



申請方法を教えてください。

Web上で申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口**を順次設置します。 ※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

製造業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに
**最大
200万円**
給付金を支給

**実質
無利子
融資**で
資金繰りを
支援

休業手当等の
**最大
9/10**
を助成

裏面に製造業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ、ご一読を。 [裏面へ](#)

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの製造業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
リース等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用する
ことで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資
を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

部品供給で
困りたくないから、
設備投資をしたい

ものづくり補助金、国内投資促進補助金が活用できます。
部品の生産強化等をものづくり補助金で支援
（特別枠では補助率を1/2から2/3に引き上げ）。
国内で生産拠点等を整備する際の設備導入等を国内投資促進補助金で
支援（原則2/3以内。国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の場
合は原則3/4以内）。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

※相談窓口にて、お困りごとを相談いただけます。窓口の住所・電話番号などはホームページでご確認ください。



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

貨物運輸業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに
最大
200万円
給付金を支給

実質
無利子
融資で
資金繰りを
支援

休業手当等の
最大
9/10
を助成

裏面に貨物運輸業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ、ご一読を。 [裏面へ](#)

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの貨物運輸業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
車両維持費等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに特設給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用する
ことで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資
を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

取引先の貨物減少を
補う新たな顧客を
獲得したい

ものづくり補助金、IT導入補助金が活用できます。
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。
顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動
支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、
IT導入補助金の活用が可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度改正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本経済団体連合会、商工組合中央連盟、信用保証協会、商工会連合会、商工会連合会、
中小企業団体中央会及びよさ支援拠点、並びに全国の信用保証協会連合会、
中小企業基盤整備機構など全国1,000ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

※詳細は各支援策のホームページをご覧ください。



本資料は経済産業省ホームページ（外部リンク）に掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症対策課



【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様へ

小売業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに
最大
200万円
給付金を支給

実質
無利子
融資で
資金繰りを
支援

休業手当等の
最大
9/10
を助成

売上は縮小する中、
家賃等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

ネット販売を
もう一つの柱にして、
売上を維持したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます。
インターネット販売の強化や自動受付機の導入による非対面型サービスの提供など、システムやITの導入を支援。
業務効率化ツールやテレワークツール等の導入にも活用可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

裏面に小売業の皆様が支援を受けられる場合についてまとめてあります。ぜひ、ご一読を。 [裏面へ](#)

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会連所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

＜経営者の窓口にて、皆様からのご要望に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ上でご確認ください＞



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

